別紙

1　清掃に関する業務の仔細

a)　清掃内容は別添１「清掃内容表」のとおりとする。

b)　清掃範囲と項目については別添２「清掃作業基準表」のとおりとし、特に必要のある場合は清掃日にかかわらず適切な方法で常に清潔に保つこと。

c)　日常清掃は別添３「日常清掃の実施日、実施回数」を基準とし、毎週月曜日及び木曜日に実施する。ただし実施日が休日の場合は、火曜日及び水曜日（開庁日）とする。

d)　定期清掃の実施は６月、９月、１２月、３月に実施する。

e)　窓ガラスの清掃については年１回（１１月）実施する。

f)　換気扇・空調用ダクト及び付属品、看板及び冷却塔目隠し部についたコケの清掃については年１回（６月）実施する。

g)　側溝、排水・雨水ます及び屋上ドレン廻り清掃については年２回（５月、１２月）に実施する。

h)　上記に記載した清掃の実施について、両者どちらかの都合により清掃日の変更及び期日の調整が必要になった際には別途調整する。

2　清掃期間

令和６年４月～令和７年３月